

「新潟市駐車場嵩上げ工事助成要綱」事務取扱要領

1. 事務取扱要領の趣旨

この要領は、「新潟市駐車場嵩上げ工事助成要綱」（以下「要綱」という。）の実施運用および解釈に必要な事項を定めるものとする。

2. 要綱の実施運用に必要な説明および留意事項

項 目 等	説 明
第2条 用語の定義	
・ 駐車場	・ 事業所（住居兼用でない）に付属する駐車場や、月極駐車場・時間貸し駐車場等の営利目的の駐車場は助成対象外とする。 ・ 事業所併用住宅の居住者が使用するための駐車場（来客用でないもの）は助成対象とする。 ・ 車庫・カーポート等の屋根付きの駐車場は助成対象とする。 ・ 現地盤から嵩上げして整備する新規の駐車場は対象外とする。 ・ 現況が舗装されており、コンクリート・アスファルト等で舗装して嵩上げするものを対象とする。
・ 駐車場嵩上げ	・ 既設の駐車場高から平均10cm以上嵩上げし、かつ、官民境界の道路高から平均10cm以上嵩上げすることを助成対象の条件とする。
第3条 助成対象者	
・ 浸水の恐れがある区域	・ 平成10年8月4日以降に床上・床下・車庫浸水のあった区域。 ・ 市街化区域は上記に加え、「新潟市洪水ひなん地図」または「新潟市浸水ハザードマップ」で浸水の想定される区域。

・所有者又は使用者 ・駐車場嵩上げ工事を行おうとするもの 第4条 助成率及び助成限度額 ・助成額の算定 第5条 交付申請 ・交付申請	・同一所有者が、助成対象となる駐車場を複数所有している場合は、それぞれの駐車場ごとに限度額の範囲内で助成する。（ただし、敷地が一体的に利用されているものは除く） ・原則として、駐車場嵩上げを施工中及び施工済みの箇所については助成対象としない。ただし、施工中にあつて、申請書類及び現場の施工確認による適正な審査により助成要件を満たすことが明確に判断でき、かつ、助成額算定が可能な場合に限り助成対象とする。 ・助成金額の算定にあたっては、標準工事単価から算出したものと、申請者の見積もりを比較し、安価な方を採用する。 ・駐車場嵩上げ工事に要する額として、公共ます、浄化槽・ガスの点検口、水道メーター等の嵩上げは算定対象とするが、カーポート・車庫等の改良、車止めブロックの撤去復旧等は算定対象から除く。 ・既設舗装を撤去して嵩上げする場合は、既設舗装高までの再舗装（かさ上げ）費は助成対象としない。 ・既設の駐車場が官民境界の道路高よりも低い場合は、官民境界の道路高までの嵩上げは全額自己負担とする。 ・1棟あたり1回のみ助成を原則とする。 ・交付申請の期限は、毎年2月末とする。 ・土地所有者が死亡している場合の相続予定者等からの申請においては、「申請人は登記名義人の相続に関する一切の責任を負う」旨を記載した誓約書、死亡した登記名義人と申請者が相続関係にあることを示す書類を添付すること。 ・助成金の振込先口座名義は、申請者の名義とする。
---	---

・様式第 1 号の添付書類 第 6 条 交付の決定等 第 1 2 条 助成金の返還 ・助成金の返還	・工事設計図については、面積及び嵩上げ高を確認できる図面を添付すること。 ・工事見積書については、助成対象となる部分の工種及び数量が確認できるものを添付すること。 ・交付決定前に、やむを得ない理由により工事を先行する場合は、申請窓口において協議すること。 ただしこの場合、審査前であることから、助成は担保されていない。 ・助成金の返還が生じた場合、遅延損害金として、交付した助成金に民法第 4 0 4 条で定められた法定利率を加えた額を返還すること。
---	---

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要領は、令和 9 年 3 月 3 1 日をもって失効する。

附 則

この要領は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。